



# ○手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の 指導基準の変更等について（令和6年4月30日）

## 指導基準の変更等

- 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、繊維業は90日、その他の業種については120日を「指導基準」として、これを超える長期のサイトの手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）を下請法の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導してきた。
  - 上記に関し、公正取引委員会は、下請事業者の資金繰りを確保する観点から、近年、中小企業庁と連名で、関係業界団体等に、下請代金の支払はできる限り現金によるものとする 것과併せて、手形等のサイトについては60日以内とするよう努めることを要請してきた。
- 
- 今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案し、指導基準について、**業種を問わず60日に変更。**
  - **令和6年11月1日以降**、親事業者が下請代金の支払手段として、**サイトが60日を超える長期の手形等を交付した場合**、「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして**指導**。

## 関係団体等への配慮要請

- 指導基準の変更に伴い、手形等を下請代金の支払手段として用いる事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、**自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることや、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響に配慮することが重要。**
- 
- 公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、**サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、関係事業者団体、関係省庁及び金融機関等に要請文を发出。**